

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市伝統的工芸品産業支援補助金
補助の区分	事業補助（その他事業補助）
補助の概要	市内の伝統的工芸品産地の維持と持続的な発展を図るため、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）に基づき、経済産業大臣が指定した工芸品の組合等が実施する事業に要する経費の一部を補助する。
補助事業者	経済産業大臣の指定を受けた伝統的工芸品を製造する市内の組合等（佐渡無名異焼の会）
補助対象経費	国の伝統的工芸品産業支援補助金の交付決定を受けたもののうち、交付対象経費から、当該補助金額を差し引いた団体負担額の2分の1以内
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	2,900千円
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	対象事業費　－　国から団体への補助金（対象事業費×2/3）×1/2
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	B　数値化不可
	伝統的工芸品指定を活かした無名異焼の認知度向上や高付加価値化及び販路拡大により経営の安定化・魅力化を図り、従事者の拡大につなげる
	○目標に対する費用対効果（計算式）
数値目標等	算出不可
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
数値目標等	伝統的工芸品指定を受けた「佐渡無名異焼」の認知向上と販路拡大及び後継者育成に係る積極的な取り組みを後押しすることで、伝統的工芸品産業の振興と発展を図る。
補助制度開始	令和7年4月1日
見直し時期	令和9年9月30日
補助終期	令和10年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段）
	事業実施主体である佐渡無名異焼の会に直接案内する
事業担当	（担当部署）　地域産業振興課　産業振興係
	（電話番号）　0259-67-7863（直通）